

令和 2 年 9 月 4 日

保護者の皆様へ

大阪市立東三国中学校
校 長 渡部 公伸

非常変災時の措置について

平素は、本校教育推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置を
となりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模
の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。または JR 大阪環状線、大阪メトロ【ニュートラムを含む】の両方が全面運休している場合。
※「大雨洪水警報」発令では、臨時休業とはなりません。
※現在、警報や注意報は、大阪府を 5 つの地域に細分化して発表されています。
「大阪市」に関する情報にご注意ください。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル 3 (高齢者等は避難、警戒レベル 4 全員避難) の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生 (気象庁発表) した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時) のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの (気象庁発表) が発表された場合。

ただし、上記のア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合で校長が判断した場合。

※生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を図っておいてください。

☆上記以外にも、急な連絡を学校からする場合もありますので、日頃より保護者メール、東三国中学校ホームページも合わせてご覧ください。